

石川県公報

令和7年1月28日

第13777号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	公 告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課)	3

告 示

石川県告示第14号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年1月28日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
廣江歯科	輪島市町野町栗蔵ホ部24番3地	令和6年12月1日

石川県告示第15号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年1月28日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
廣江歯科	輪島市町野町栗蔵ホ部24番3地	令和6年12月1日

石川県告示第16号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和7年1月28日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
医療法人社団蒼葉会	新	三納クリニック	野々市市三納2丁目154番地
	旧	熊谷クリニック	

石川県告示第17号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和7年1月28日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
医療法人社団蒼葉会	新	三納クリニック	野々市市三納2丁目154番地
	旧	熊谷クリニック	

石川県告示第18号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和7年1月28日

石川県知事 馳 浩

名称	所在地	廃止年月日
廣江歯科	輪島市町野町鈴屋ニ部64番地1	令和6年11月30日
たくだ皮ふ科クリニック	輪島市宅田町九字23番1	令和6年12月23日
中浜歯科医院	珠洲市宝立町鶴飼2字48番地	令和6年12月25日
岡本小児科クリニック	小松市沖町ツ16	令和6年12月31日
いらい歯科クリニック	輪島市町野町広江7部75番地1	令和6年12月31日
むらた歯科	野々市市新庄3-131-1	令和6年12月31日

石川県告示第19号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和7年1月28日

石川県知事 馳 浩

名称	所在地	廃止年月日
廣江歯科	輪島市町野町鈴屋ニ部64番地1	令和6年11月30日
たくだ皮ふ科クリニック	輪島市宅田町九字23番1	令和6年12月23日
中浜歯科医院	珠洲市宝立町鶴飼2字48番地	令和6年12月25日
岡本小児科クリニック	小松市沖町ツ16	令和6年12月31日
いらい歯科クリニック	輪島市町野町広江7部75番地1	令和6年12月31日
むらた歯科	野々市市新庄3-131-1	令和6年12月31日

石川県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和7年1月28日

石川県知事 馳 浩

氏名(名称)	所在地	廃止年月日
あづま接骨院	白山市茶屋1丁目172番	令和6年12月31日
宮本接骨院	七尾市石崎町香島3丁目71番地	令和6年12月31日

石川県告示第21号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和7年1月28日

石川県知事 馳 浩

氏名(名称)	所在地	廃止年月日
あづま接骨院	白山市茶屋1丁目172番	令和6年12月31日
宮本接骨院	七尾市石崎町香島3丁目71番地	令和6年12月31日

公 告

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を令和7年1月28日から同年2月12日まで縦覧に供する。

令和7年1月28日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
七尾都市計画臨港地区	七尾市大田町の一部	石川県土木部都市計画課及び七尾市建設部都市建築課

